

連結貸借対照表

(平成19年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	35,370,095	流動負債	9,438,685
現金及び預金	14,262,240	買掛金	1,525,556
売掛金	10,192,142	短期借入金	426,359
有価証券	8,501,047	未払法人税等	897,413
仕掛品	600,623	賞与引当金	167,225
繰延税金資産	249,269	返品調整引当金	22,017
その他	1,941,505	その他	6,400,114
貸倒引当金	△376,734	固定負債	636,300
固定資産	26,809,763	繰延税金負債	134,842
有形固定資産	1,392,866	退職給付引当金	154,789
建物	610,080	その他	346,668
器具備品	711,396	負債合計	10,074,986
土地	71,389	純資産の部	
無形固定資産	20,621,869	株主資本	50,629,507
のれん	13,762,617	資本金	31,369,702
ソフトウェア	5,226,478	資本剰余金	32,053,410
その他	1,632,772	利益剰余金	△12,784,731
投資その他の資産	4,795,027	自己株式	△8,874
投資有価証券	3,002,835	評価・換算差額等	681,869
繰延税金資産	4,975	その他有価証券評価差額金	344,390
その他	1,787,216	為替換算調整勘定	337,478
資産合計	62,179,858	新株予約権	160,917
		少数株主持分	632,577
		純資産合計	52,104,871
		負債純資産合計	62,179,858

連結損益計算書

（平成18年2月1日から
平成19年1月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売上高	26,102,690
売上原価	9,114,595
売上総利益	16,988,095
返品調整引当金繰入額	22,017
返品調整引当金戻入額	58,522
差引売上総利益	17,024,600
販売費及び一般管理費	32,891,574
営業損失	15,866,974
営業外収益	803,407
受取利息	554,654
受取配当金	350
為替差益	161,939
その他	86,463
営業外費用	188,683
支払利息	16,500
株式交付費	1,540
持分法による投資損失	159,730
その他	10,911
経常損失	15,252,249
特別利益	190,027
貸倒引当金戻入益	28,153
固定資産売却益	4,264
持分変動利益	157,608
特別損失	266,700
固定資産除却損	8,441
固定資産売却損	321
減損	256,532
その他	1,405
税金等調整前当期純損失	15,328,923
法人税、住民税及び事業税	1,093,302
法人税等調整額	△384,311
少数株主損失	5,641
当期純損失	16,032,272

連結株主資本等変動計算書

（平成18年2月1日から
平成19年1月31日まで）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成18年1月31日 残高	31,289,683	31,973,392	3,247,541	△8,874	66,501,743
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	80,018	80,018			160,036
当期純損失			△16,032,272		△16,032,272
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	80,018	80,018	△16,032,272	—	△15,872,236
平成19年1月31日 残高	31,369,702	32,053,410	△12,784,731	△8,874	50,629,507

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年1月31日 残高	787,922	66,890	854,813	—	577,455	67,934,012
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						160,036
当期純損失						△16,032,272
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△443,531	270,587	△172,944	160,917	55,122	43,095
連結会計年度中の変動額合計	△443,531	270,587	△172,944	160,917	55,122	△15,829,140
平成19年1月31日 残高	344,390	337,478	681,869	160,917	632,577	52,104,871

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	27社
・主要な連結子会社の名称	アクセス・システムズ・アメリカズ・インク アクセス・システムズ・フランス・エス・ア・エール・エル アクセス・システムズ・ヨーロッパ・ゲー・エム・ペー・ハー アクセス・チャイナ・インク アクセス（北京）有限公司 チャイナ・モバイルソフト モバイルソフト・テクノロジー（南京） 株式会社ACCESS北海道 株式会社アクセス・パブリッシング シーバレー・インク シーバレー（北京）インフォメーションテクノロジー レッドゼロ・インク レッドゼロ（北京）テクノロジー レッドスパイダー・インク アクセス・ソウル アイピー・インフュージョン・インク

(2) 持分法の適用に関する事項

・持分法適用の関連会社数

・主要な会社の名称	2社 株式会社スカパー・モバイル 株式会社OKI ACCESSテクノロジーズ
-----------	--

(3) 連結の範囲の変更に関する事項

当社は、Naraworks, Inc. の全株式を平成18年2月8日付で取得し、連結子会社といたしました。同社は、平成18年4月に商号をアクセス・ソウルとし、韓国内で本店移転登記しております。

平成18年3月9日付で、アイピー・インフュージョン・インクの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

平成18年10月12日付でパームソース・インク及び平成18年11月22日付でパームソース・ヨーロッパ・エス・ア・エール・エルの商号をそれぞれ変更し、アクセス・システムズ・アメリカズ・インク及びアクセス・システムズ・フランス・エス・ア・エール・エルといたしました。

さらに当連結会計年度において、レッドスパイダー・グループの1社が増加、シーバレー・グループの1社が増加及び1社が減少、アクセス・システムズ・アメリカズ・グループの2社が減少いたしました。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

アクセス・システムズ・アメリカズ・インク、アクセス・システムズ・フランス・エス・ア・エール・エル、アクセス・システムズ・ヨーロッパ・ゲー・エム・ベー・ハー、アクセス・チャイナ・インク、アクセス（北京）有限公司、チャイナ・モバイルソフト、モバイルソフト・テクノロジー（南京）、シーバレー・インク、シーバレー（北京）インフォメーションテクノロジー、レッドゼロ・インク、レッドゼロ（北京）テクノロジー、レッドスパイダー・インク、アクセス・ソウル、アイピー・インフュージョン・インク他11社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物： 3～47年

器具備品： 4～8年

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

また、特定プロジェクトのために当社の負担で取得し賃貸に供している資産（建物・器具備品等）については、賃貸期間（2年）に基づく定額法によっております。

なお、在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいて定額法によっております。

ただし、米国における連結子会社については、米国会計基準により定額法を採用しております。

ソフトウェア： 3～6.5年

その他の

無形固定資産： 1.5～5年

ハ. 長期前払費用

定額法

③ 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、会社が算定した支給見込額の当期負担額を計上しております。

- ハ. 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。
なお、米国における連結子会社は、確定拠出型の年金制度を設けております。
- ニ. 返品調整引当金 連結子会社の株式会社アクセス・パブリッシングは、出版物の返品による損失に備えるため、返品見込額の売買利益相当額及び返品に伴い発生する廃棄損相当額を計上しております。
- ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外支店の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
また、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。
- ⑥ 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- ⑧ 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

⑨ のれんの償却に関する事項

のれんは、個々の投資の実態に応じた期間に渡り、均等償却しております。

なお、償却年数は、2年から5年であります。

- (6) 当連結会計年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、連結計算書類を作成しております。

(7) 会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより税金等調整前当期純損失は256,532千円増加しております。

なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

(連結貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は、51,311,376千円であります。

なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。

(8) 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

無形固定資産の「連結調整勘定」につきましては、当連結会計年度から「のれん」として表示しております。

(連結損益計算書)

「新株発行費」につきましては、当連結会計年度から「株式交付費」として表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,952,369千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	130,190.73株	261,258.46株	—	391,449.19株

(注) 発行済株式の総数の増加は、平成18年3月1日付で行った株式分割(1:3)による増加260,571.46株、新株予約権の権利行使による新株の発行687株であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3.73株	7.46株	—	11.19株

(注) 自己株式の数の増加は、平成18年3月1日付で行った株式分割(1:3)によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成12年新株引受権	平成13年新株引受権	平成14年新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	420株	1,709株	1,005株
新株予約権の残高	—	—	—

	平成15年新株予約権	平成16年新株予約権	平成18年新株予約権①
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	15株	1,245株	4,266株
新株予約権の残高	—	51,677千円(注3)	106,300千円(注3)

	平成18年新株予約権②
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	2,505株
新株予約権の残高	2,939千円(注3)

(注) 1. 平成18年新株予約権①及び平成18年新株予約権②は、権利行使期間未到来であります。

2. 平成16年7月20日付で普通株式1株を5株及び平成18年3月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の数が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

3. 米国子会社役員及び従業員に付与した新株予約権(ストック・オプション)を米国会計基準に基づいて計上したものであります。

4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	131,084円30銭
(2) 1株当たり当期純損失	40,982円29銭

5. 重要な後発事象に関する注記

- (1) Motorola, Inc. による当社子会社アクセス・システムズ・アメリカズ・インク（旧パームソース・インク）に対する違約金請求訴訟の和解

アクセス・システムズ・アメリカズ・インク（旧パームソース・インク）は、平成17年の当初から他社による買収を模索し、財務アドバイザーや外部弁護士事務所の協力を得て、Motorola, Inc.（Motorola社）及び当社を含む複数の企業と買収交渉を行っていました。

この過程において、平成17年9月7日にMotorola社が最も高い買収金額を提示したとして、Motorola社は、Motorola社とアクセス・システムズ・アメリカズ・インクとの間で買収契約が成立したと主張していました。しかし、Motorola社とアクセス・システムズ・アメリカズ・インクとの間に正式の買収契約は存在せず、アクセス・システムズ・アメリカズ・インク取締役会は、当社による買収を支持する旨を決議し、アクセス・システムズ・アメリカズ・インクと当社は、平成17年9月8日に買収契約に署名を行ったものです。その後、平成17年11月14日のアクセス・システムズ・アメリカズ・インク株主総会において、当社によるアクセス・システムズ・アメリカズ・インク買収議案が承認され、アクセス・システムズ・アメリカズ・インクは、当社の完全子会社となっております。

これに対して、Motorola社は、アクセス・システムズ・アメリカズ・インクによる買収契約の違反があったとして、平成17年10月3日付にて、アクセス・システムズ・アメリカズ・インクを相手に損害賠償を求めてデラウェア州裁判所に訴訟を提起しておりました。

これにより、当該訴訟でアクセス・システムズ・アメリカズ・インクが敗訴した場合、約10億円の支出を余儀なくされる可能性が存在しておりましたが、アクセス・システムズ・アメリカズ・インクは、裁判費用等を勘案し、Motorola社の主張を受け入れることなく、同社と平成19年2月2日に和解契約いたしました。

なお、和解の詳細につきましては、和解契約に基づき公表を控えさせていただきますが、本件が当社グループの業績に与える影響は軽微であります。

(2) ストック・オプション(新株予約権)の発行について

平成19年2月26日開催の当社取締役会において、平成18年4月26日開催の当社第22回定時株主総会で承認されましたストック・オプションとして発行する新株予約権について、発行内容の決議を行い発行いたしました。

- | | |
|----------------------|--|
| ①新株予約権の発行日 | 平成19年3月6日 |
| ②新株予約権の発行数 | 1,094個 |
| ③新株予約権の発行価額 | 無償で発行するものとする。 |
| ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 当社普通株式1,094株(新株予約権1個につき1株) |
| ⑤新株予約権の行使に際しての払込価額 | 新株予約権1個当たり 611,377円 |
| ⑥新株予約権の行使期間 | 平成20年4月27日から平成28年4月26日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。 |

(3) 子会社従業員の大量退職について

平成19年3月23日開催の当社取締役会において、当社子会社アクセス・システムズ・アメリカズ・インクにおける人員削減を実施することを決議いたしました。

①理由

当社グループを取り巻く市場環境の変化に対応するグローバルリソース再配置の一環として、また将来に向け持続的に連結業績に貢献できるようにするため。

②概要

1) 削減従業員数

77名(平成19年2月1日時点の従業員数237名)

2) 退職日

平成19年5月23日

③経営成績に与える影響

従業員の解雇に伴う特別退職金支給額については、特別損失として約5億円を見込んでおります。

6. その他の注記

米国Unisys社による仲裁手続の申し立て

(1) 仲裁手続の申し立てに至った経緯及びその内容

インターネットにおいて広く利用されている画像符合化方式GIF (Graphics Interchange Format) については、LZW (Lempel-Ziv Welch) という情報圧縮技術に関して、Unisys社が、同社が所有する特許 (米国特許第4558302号及び対応外国特許。日本においては特許第2610084号、同2123602号、同3016868号) (以下、「本特許」という。) に基づく特許権を主張しておりました。(本特許は、わが国においては平成16年6月20日をもって存続期間満了により消滅しております。)

当社は、当社の主要なソフトウェア製品である「NetFront」及び「Compact NetFront」 (以下「該当製品」という。) が、本特許発明の技術的範囲に属する技術を使用している可能性があると考えられたため、Unisys社との間で該当製品に関するライセンス契約 (以下「本ライセンス契約」という。) を、平成12年に締結し、本ライセンス契約に基づくライセンス料を正しく支払ってきました。

しかし、平成16年にUnisys社から当社に対して、当社から端末メーカーや電気通信事業者 (以下総称して「特定取引先」という。) に提供した該当製品に係るライセンス料の請求がなされました。これは、特定取引先自身がUnisys社との間で本特許に係るライセンス契約を締結していることから、該当製品を含む特定取引先の製品全体について特定取引先からUnisys社に対してライセンス料を支払い、当社からはこれを支払わないこととしていたところ、Unisys社から、当社の顧客が同社とライセンス契約を締結しているか否かを問わず、当社からライセンス料を支払うよう追加請求があったものです。

上述のような状況下で、当社は、そのようなライセンス料の請求に対して、ライセンス料の二重払いとなり不当である旨を主張し、誠実に交渉を行ってきました。しかしながら、交渉過程において、Unisys社と当社との間で合意が得られず、当社は、損害賠償及び債務不存在確認を求めて平成16年9月に東京地裁に訴訟を提起しました。これに対して、Unisys社は、平成17年2月7日、ライセンス料の支払等を求めて、米国仲裁協会に対して仲裁手続の申し立てを行うに至りました。

また、Unisys社は、当社に対して、ライセンス契約における仲裁合意の存在を理由として、当社が平成16年9月に東京地方裁判所に提起した訴訟の取下げを求めて、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に平成17年8月に申し立てを行いました。この申し立ては、現在、ペンシルベニア州連邦地方裁判所に移送されております。さらに、Unisys社は、ロイヤリティの請求について、特許権の満了時までその範囲を拡大させるとともに、当社が支払い義務のない理由として主張している法的論点について、それが正しくないとの確認を求めて、平成17年9月に請求内容の変更を行っております。

(2) 当該仲裁手続の内容及び請求金額

①内 容

- ・本ライセンス契約に基づく未払いライセンス料請求
- ・当社が提起した東京地裁での訴訟の取り下げ命令の発行
- ・東京地裁での当社主張内容が正しくないことの確認

②請求金額

- ・特許権存続期間満了日までの日本国内販売分に対するライセンス料
(金30,548,720.35米ドル)
- ・日本国外での販売分に対するライセンス料 (金額の記載なし)
- ・未払いライセンス料に対する金利
- ・弁護士料その他のコスト、経費

(3) 今後について

当社は、Unisys社からのライセンス料の請求に関し、二重払いを求める不当な請求であると確信しており、仲裁手続では当社の正当性を主張して争っていく方針であります。一般的にこのような紛争手続は、多くの不確定要素に左右されるため、現時点でその結果を予測することは不可能です。このため、当社といたしましては、本件による業績に与える影響は軽微であると考えておりますが、仲裁人が当社の主張を支持する仲裁判断を行わない場合には、多額の損害賠償金の支払義務が発生し、当社及び当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表

(平成19年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	18,477,731	流動負債	4,004,449
現金及び預金	8,022,328	買掛金	1,360,139
売掛金	7,266,678	未払金	1,483,794
有価証券	983,132	未払費用	35,017
仕掛品	516,401	未払法人税等	805,239
前払費用	694,810	未払消費税等	3,820
関係会社短期貸付金	44,200	前受金	101,456
繰延税金資産	237,215	預り金	34,795
その他	719,605	賞与引当金	166,711
貸倒引当金	△6,641	その他	13,473
固定資産	54,309,989	固定負債	326,522
有形固定資産	554,161	繰延税金負債	134,842
建物	260,677	退職給付引当金	150,313
器具備品	222,094	その他	41,366
土地	71,389	負債合計	4,330,971
無形固定資産	356,071	純資産の部	
特許権	32,115	株主資本	68,108,612
商標権	42,760	資本金	31,369,702
ソフトウェア	257,355	資本剰余金	32,053,410
電話加入権	3,060	資本準備金	32,053,410
その他	20,778	利益剰余金	4,694,373
投資その他の資産	53,399,757	その他利益剰余金	4,694,373
投資有価証券	913,545	繰越利益剰余金	4,694,373
関係会社株式	51,055,815	自己株式	△8,874
関係会社出資金	193,002	評価・換算差額等	348,137
関係会社長期貸付金	695,190	その他有価証券評価差額金	348,137
長期前払費用	6,714	純資産合計	68,456,749
敷金保証金	408,984	負債純資産合計	72,787,721
その他	126,504		
資産合計	72,787,721		

損益計算書

（平成18年2月1日から
平成19年1月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	16,787,326
売上原価	7,110,025
売上総利益	9,677,301
販売費及び一般管理費	7,466,592
営業利益	2,210,708
営業外収益	231,354
受取利息	22,077
受取証券利息	28,137
受取配当金	350
受取貸料	750
為替差益	149,483
付加価値税還付金	5,787
その他	24,768
営業外費用	6,269
支払利息	4,716
株式交付費	1,540
その他	12
経常利益	2,435,793
特別利益	105,075
貸倒引当金戻入益	28,153
投資損失引当金戻入益	76,921
特別損失	243,977
固定資産除却損	5,194
減損損失	113,987
関係会社株式評価損	124,316
その他	479
税引前当期純利益	2,296,892
法人税、住民税及び事業税	946,923
法人税等調整額	74,535
当期純利益	1,275,432

株主資本等変動計算書

（平成18年2月1日から
平成19年1月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	資本剰余金計	繰上利益剰余金	利益剰余金計		
平成18年1月31日 残高	31,289,683	31,973,392	31,973,392	3,418,940	3,418,940	△8,874	66,673,142
事業年度中の変動額							
新株の発行	80,018	80,018	80,018				160,036
当期純利益				1,275,432	1,275,432		1,275,432
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	80,018	80,018	80,018	1,275,432	1,275,432	—	1,435,469
平成19年1月31日 残高	31,369,702	32,053,410	32,053,410	4,694,373	4,694,373	△8,874	68,108,612

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年1月31日 残高	787,922	787,922	67,461,065
事業年度中の変動額			
新株の発行			160,036
当期純利益			1,275,432
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△439,785	△439,785	△439,785
事業年度中の変動額合計	△439,785	△439,785	995,684
平成19年1月31日 残高	348,137	348,137	68,456,749

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物： 3～47年

器具備品： 4～8年

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

また、特定プロジェクトのために当社の負担で取得し賃貸に供している資産（建物・器具備品等）については、賃貸期間（2年）に基づく定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいて定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

- (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外支店の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) 引当金の計上基準
- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支払に備えるため、会社が算定した支給見込額の当期負担額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、計上しております。 |
- (6) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (8) 当事業年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、計算書類を作成しております。

(9) 会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより税引前当期純利益は、113,987千円減少しております。

なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は、68,456,749千円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。

(10) 表示方法の変更

(損益計算書)

「新株発行費」につきましては、当事業年度から「株式交付費」として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 711,426千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示しているものを除く。）は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 1,220,964千円 |
| ② 短期金銭債務 | 486,766千円 |
| (3) 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権の総額 | 304,454千円 |

(注) 上記債権は、当社取締役がPresidentを兼務している会社に対するものであります。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 売上高 | 447,843千円 |
| ② 営業費用 | 1,900,532千円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 11,333千円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3.73株	7.46株	—	11.19株

(注) 自己株式の数の増加は、平成18年3月1日付で行った株式分割(1:3)によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(千円)

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	2,703
賞与引当金否認額	67,851
退職給付引当金否認額	60,047
減価償却費限度超過額	35,885
投資有価証券等評価損否認	274,232
未払事業税	89,499
一括償却資産償却限度超過額	25,252
売上原価否認額	52,506
未払費用否認	6,054
土地減損損失	22,592
その他	18,756
繰延税金資産小計	655,381
評価性引当額	△314,067
繰延税金資産合計	341,314
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△238,940
繰延税金負債合計	△238,940
繰延税金資産の純額	102,373

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
その他	2,781	1,831	950
合計	2,781	1,831	950

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料期末残高相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	557千円
1年超	424千円
合計	982千円

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 174,885円29銭
 (2) 1株当たり当期純利益 3,260円31銭

8. 重要な後発事象に関する注記

ストック・オプション(新株予約権)の発行について

平成19年2月26日開催の当社取締役会において、平成18年4月26日開催の当社第22回定時株主総会で承認されましたストック・オプションとして発行する新株予約権について、発行内容の決議を行い発行いたしました。

- (1) 新株予約権の発行日 平成19年3月6日
 (2) 新株予約権の発行数 1,094個
 (3) 新株予約権の発行価額 無償で発行するものとする。
 (4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式1,094株(新株予約権1個につき1株)
 (5) 新株予約権の行使に際しての払込価額 新株予約権1個当たり 611,377円
 (6) 新株予約権の行使期間 平成20年4月27日から平成28年4月26日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる時はその前営業日を最終日とする。

9. その他の注記

米国Unisys社による仲裁手続の申し立て

(1) 仲裁手続の申し立てに至った経緯及びその内容

インターネットにおいて広く利用されている画像符合化方式GIF (Graphics Interchange Format) については、LZW (Lempel-Ziv Welch) という情報圧縮技術に関して、Unisys社が、同社が所有する特許 (米国特許第4558302号及び対応外国特許。日本においては特許第2610084号、同2123602号、同3016868号) (以下、「本特許」という。) に基づく特許権を主張しておりました。(本特許は、わが国においては平成16年6月20日をもって存続期間満了により消滅しております。)

当社は、当社の主要なソフトウェア製品である「NetFront」及び「Compact NetFront」(以下「該当製品」という。) が、本特許発明の技術的範囲に属する技術を使用している可能性があると考えられたため、Unisys社との間で該当製品に関するライセンス契約(以下「本ライセンス契約」という。) を、平成12年に締結し、本ライセンス契約に基づくライセンス料を正しく支払ってきました。

しかし、平成16年にUnisys社から当社に対して、当社から端末メーカーや電気通信事業者(以下総称して「特定取引先」という。) に提供した該当製品に係るライセンス料の請求がなされました。これは、特定取引先自身がUnisys社との間で本特許に係るライセンス契約を締結していることから、該当製品を含む特定取引先の製品全体について特定取引先からUnisys社に対してライセンス料を支払い、当社からはこれを支払わないこととしていたところ、Unisys社から、当社の顧客が同社とライセンス契約を締結しているか否かを問わず、当社からライセンス料を支払うよう追加請求があったものです。

上述のような状況下で、当社は、そのようなライセンス料の請求に対して、ライセンス料の二重払いとなり不当である旨を主張し、誠実に交渉を行ってきました。しかしながら、交渉過程において、Unisys社と当社との間で合意が得られず、当社は、損害賠償及び債務不存在確認を求めて平成16年9月に東京地裁に訴訟を提起しました。これに対して、Unisys社は、平成17年2月7日、ライセンス料の支払等を求めて、米国仲裁協会に対して仲裁手続の申し立てを行うに至りました。

また、Unisys社は、当社に対して、ライセンス契約における仲裁合意の存在を理由として、当社が平成16年9月に東京地方裁判所に提起した訴訟の取下げを求めて、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に平成17年8月に申し立てを行いました。この申し立ては、現在、ペンシルベニア州連邦地方裁判所に移送されております。さらに、Unisys社は、ロイヤリティの請求について、特許権の満了時までその範囲を拡大させるとともに、当社が支払い義務のない理由として主張している法的論点について、それが正しくないとの確認を求めて、平成17年9月に請求内容の変更を行っております。

(2) 当該仲裁手続の内容及び請求金額

①内 容

- ・本ライセンス契約に基づく未払いライセンス料請求
- ・当社が提起した東京地裁での訴訟の取り下げ命令の発行
- ・東京地裁での当社主張内容が正しくないことの確認

②請求金額

- ・特許権存続期間満了日までの日本国内販売分に対するライセンス料
(金30,548,720.35米ドル)
- ・日本国外での販売分に対するライセンス料 (金額の記載なし)
- ・未払いライセンス料に対する金利
- ・弁護士料その他のコスト、経費

(3) 今後について

当社は、Unisys社からのライセンス料の請求に関し、二重払いを求める不当な請求であると確信しており、仲裁手続では当社の正当性を主張して争っていく方針ですが、一般的にこのような紛争手続は、多くの不確定要素に左右されるため、現時点でその結果を予測することは不可能です。このため、当社といたしましては、本件による業績に与える影響は軽微であると考えておりますが、仲裁人が当社の主張を支持する仲裁判断を行わない場合には、多額の損害賠償金の支払義務が発生し、当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。